

令和4年度 川辺町会計年度任用職員を募集します

川辺町では、会計年度任用職員として役場等で勤務していただける方を募集します。

1. 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、原則として1会計年度(4月～翌年3月)を任期として採用される非常勤職員です。会計年度任用職員についても地方公務員法上の服務(守秘義務など)に関する諸規定が適用されます。

2. 申込方法

川辺町会計年度任用職員任用申込書に顔写真を貼付し、必要事項を記入の上、各資格の写し(運転免許証を除く)を添えて下記受付期間内に役場総務課へ持参若しくは郵送にて提出してください(申込書は7月11日(月)より役場総務課で配付、町のホームページにてダウンロードできます)。

3. 募集職種及び受付期間

- ①募集職種は募集職種一覧によります。
- ②受付期間は令和4年7月11日(月曜日)から随時
※選考は随時行うため、必要人数に達し次第募集を締め切ります。
※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分まで

4. 選考

書類選考及び面接を経て採用を決定します(具体的な面接日や面接時間については、文書にて通知します)。

5. 選考結果

選考結果は、文書にて通知します。

6. 給与及び勤務条件

- ①任用期間は、任用後から令和5年3月31日まで
※翌年度も職が設定され、勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。
- ②給与は、条例に基づき、報酬、期末手当(最大1.35月分)、通勤に係る費用弁償が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
※期末手当は、任用期間が6か月以上、週15時間30分以上の勤務が条件となります。
※勤務条件に応じて、年次有給休暇(1年間に最大20日)、夏季休暇等が付与されます。
※条例改正等により変更されることがあります。
※詳細は、「募集職種一覧」をご確認ください。
- ③週20時間以上勤務、月額88,000円以上等の要件を満たす場合は、厚生年金・健康保険に加入します。週20時間以上勤務等の要件を満たす場合は、雇用保険に加入します。

◎ 地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 川辺町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【 募集職種一覧 】

◆介護認定調査員（若干名）

業務内容	介護保険の要介護・要支援の認定調査（認定申請者の自宅又は入所施設等への訪問調査）
勤務時間	月曜～金曜日 8時30分 から 17時15分 のうち 6時間45分 程度
勤務場所	川辺町役場
必要資格	都道府県の認定調査員研修等を受講済みの方（未受講の方は、採用後に研修受講）
報酬（月額）	154,200 円 / 月 医療、介護、福祉関係の資格を有する者 140,800 円 / 月 上記以外の者
諸手当	通勤手当（通勤距離2km以上）・期末手当（最大1.35月／年）

●休暇

任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与します。

●社会保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

●雇用保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

問い合わせ 川辺町役場総務課 TEL 53-2511